

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、

当該工事に係る令和7年度本予算が成立することを

条件とするものです。

令和7年3月14日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤 由美

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 新たな国立公文書館・憲政記念館

新築（25）機械設備工事（電子入札対象

案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 東京都千代田区永田町1-1-

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる暖冷房衛生設備

工事を施工する。

敷地面積 16,090m²

建物用途 新たな国立公文書館・憲政記念

館

構造・階数・建物規模

S R C 造 地上3階・地下4階・塔屋1

階

延べ面積 43,482m²

工事種目 空気調和設備、換気設備、排煙設

備、自動制御設備、衛生器具設

備、給水設備、排水設備、給湯設

備、消火設備、厨房設備、ガス設

備、雨水利用設備、撤去工事

(5) 工期 令和11年3月30日まで。

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等によ

る。

(7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格

以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を

決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、

4 (1) 担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99

号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者
若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業
者による同条第2項に規定する信書便で、かつ
記録の残るものに限る。) (以下「郵送等」と
いう。) による紙入札方式に代えることができ
る。

(11) 本工事においては、契約手続きにかかる書類
の授受を電子契約システムにより行う。
なお、電子契約システムにより難いもの
は、4 (1) 担当部局へ理由を付けて願い出
て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代
えることができる。

(12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督
業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低
入札価格調査の対象となった場合を除く。

(13) 本工事は、入札参加者から見積りの提出を求
める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について見積価
格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、
その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作

成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち

「庁舎／空気調和設備／機器設備／機器、架台

類」、「庁舎／空気調和設備／ダクト設備／ダ

クト」、「庁舎／換気設備／ダクト設備／ダク

ト」、「庁舎／排煙設備／ダクト設備／ダクト」

とする。詳細は入札説明書による。

(14) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象

工事である。詳細は入札説明書による。

(15) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むこ

とを指定する週休2日促進工事（発注者指定方

式）である。

(16) 本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報

電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書

による。

(17) 本工事は、「情報共有システム」を活用する

対象工事である。詳細は入札説明書による。

(18) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工

合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除

く）に関する技術提案を行い、履行による効果

が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

(19) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用

推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。詳細は入札説明書による。

(20) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総

合評価における加点を行う工事である。

(21) 本工事は、BIM 活用に係る EIR を適用する対象工事である。

(22) 本工事は、配置予定技術者の工事経験とし

て、元請の経験に加えて建築一式工事の一次下請※の経験も対象とする試行工事である。

※発注者から直接請け負った建築一式工事の建設業者と下請契約を締結した工事

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の

資格に関する公示」（令和7年3月14日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣

官房官庁営繕部長から「新たな国立公文書館・憲政記念館新築（25）機械設備工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和7・8年度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年

度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参

加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）につ

いて算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100

点以上であること（2(2)の再認定を受けた者に

あっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数

が 1,100 点以上であること。）。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者（2(2)の再認定を

受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成 22 年 4 月 1 日から、競争参加資格申請書

（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認

資料（以下「資料」という）の提出期限の日まで

に完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満

たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実

績を有すること（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日

以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備

局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）

長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局

開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が

発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事

成績を相互利用している各省庁が発注した工事で

「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参

照）」に該当するものである場合には、工事成績

の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めな

い。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分

担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の

構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の

場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員とし

ての実績は、分担工事額の比率にかかわらないも

のとするが、協定書による分担工事における実績

に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合

は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定

書による分担工事が次の①の基準を満たす暖冷房

衛生設備工事であることを確認できる場合に限

る。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表

彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」とい

う。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入

札・契約手続の運用について（令和3年3月11

日 国営計第 155 号、国営整第 197 号) における

認定・表彰制度による認定された工事のほか、海

外工事の実績についても、評価の対象とする (入

札説明書参照)。

① 中央熱源方式により空調用の冷水、空調用

の温水を同時に供給できる空気調和設備の

新設、増設又は更新した工事で次の内容を

含むもの

・熱源機器の設置

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体

である場合は、構成員のうち 1 社 (特定建設工事共

同企業体である場合は代表者) は平成 22 年 4 月 1 日

から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成

し、引渡しが済んでいる上記①の基準を満たす暖冷

房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、

その他の構成員は平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及

び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済ん

でいる次の②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を

元請として施工した実績を有すること (当該実績が

平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕

部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務

所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北

海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建

設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又

は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した

工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当す

るものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未

満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企

業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体

とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出

資比率が 20%以上の場合のものに限る。乙型共同企

業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率に

かかわらないものとするが、協定書による分担工事

における実績に限る。）。ただし、経常建設共同企

業体である場合は構成員のうち 1 社（特定建設工事

共同企業体である場合は代表者）としての建築一式

工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構

成員としての実績で協定書による分担工事が上記①

の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確

認できるものとし、その他の構成員の場合は次の②

の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確

認できる場合に限る。「海外認定・表彰制度」に係

る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続

の運用について（令和3年3月11日 国営計第155

号、国営整第197号）における認定・表彰制度によ

り認定された工事のほか、海外工事の実績について

も、評価の対象とする（入札説明書参照）。

② 空気調和設備の新設、増設又は更新した工事

で次の内容を含むもの

・熱源機器の設置

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技

術者を当該工事に専任で配置できること（経常建

設共同企業体にあっては構成員のうち1社が次の

条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置す

ればよい。）。

なお、複数の技術者を申請することができる

が、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満

たしていない技術者がいた場合は、その技術者以

外の者を配置予定技術者とすることを条件として
競争参加資格がある事を確認するものとする。

なお、主任技術者又は監理技術者は、申請され
た技術者の中から 1 回に限り交代を認める（入札
説明書参照）。

① 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上

の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」

とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工

学」又は「熱工学」とする者に限る）、上下水

道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門

（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上

下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものと

する者に限る）に合格した者）、「技術士法施

行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科

学省令 36 号）」による改正前の技術士（機械部

門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び

冷凍機械」とする者に限る）、水道部門若しく

は総合技術監理部門（選択科目を「流体機

械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若

しくは衛生工学部門に係るものとする者に限
る) に合格した者) 又は国土交通大臣若しくは
建設大臣が 1 級管工事施工管理技士と同等以上
の能力を有すると認定した者とする。ただし、
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員
の配置予定技術者は、国家資格を有する主任技
術者であること。

② 平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出
期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる 2 (5)
②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事で元請とし
ての経験（工期の 1 / 2 を超える連続した期間從
事しているものに限る。建築一式工事を施工実績
とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての
実績で協定書による分担工事が 2 (5)②の基準を満
たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる
場合に限る。）又は平成 22 年 4 月 1 日から、申請
書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡し
が済んでいる 2 (5)②の基準を満たす暖冷房衛生設
備工事で建築一式工事の一次下請としての経験
(当該工事の下請契約としての工期の 1 / 2 を超

える連続した期間従事しているものに限る。) を

有する者であること。ただし、元請としての経験

の場合は、当該経験が平成22年4月1日以降に完

成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営

繕事務所(旧営繕工事事務所を含む。)長、筑波

研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理

部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した

工事(港湾空港関係を除く。)又は、工事成績を

相互利用している各省庁が発注した工事で「工事

成績相互利用適用対象工事」に該当するものであ

る場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事

は経験として認めない。また、甲型共同企業体

(乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体と

する場合を含む。)の構成員としての経験は、出

資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同

企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比

率にかかわらないものとするが、協定書による分

担工事における経験に限る。共同企業体の一次下

請としての経験の場合においても、建築一式工事

の一次下請であること。元請としての経験の場合

は、「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和3年3月11日 国営計第155号 国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする（入札説明書参照）。

ただし、特定建設工事共同企業体である場合は代表者の監理技術者が、上記の条件を満たしていればよい（入札説明書参照）。

③ 平成22年4月1日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した

場合は、その取得期間と同等の期間を平成22年4月1日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期

間とする。

(4) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

(5) 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照）。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は

沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監

督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相

互利用している各省庁が発注した「工事成績相互

利用適用対象工事」に該当する工事で、令和4年

4月1日から令和6年3月31日までに完成した

工事がある場合においては、当該工事種別に係る

工事成績の評定点の平均が60点以上であること

(入札説明書参照)。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務若しくは工

事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若し

くは人事面において関連がある建設業者(受託者

が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成

員又は当該構成員と資本若しくは人事面において

関連がある建設業者。)でないこと(入札説明書

参照)。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又

は人的関係がないこと(入札説明書参照)。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支

配する建設業者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省発注工事等からの排除要請があり、

当該状態が継続している者でないこと。

(12) 提出された技術提案が適正であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

① 施工体制

② 「空気調和設備（機器類）の搬入・据付・

施工後の試験における施工品質の向上に関

する取組み」に係る具体的な技術提案

③ 「配管工事における施工方法、試験調整、

管理手法、搬入する資機材の検査等の品質

向上に関する取組み」に係る具体的な技術

提案

④ 貸上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載

された要求要件を実現できると認められる場

合には、標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評価

点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

③ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の
入札参加者について、上記①、②により得ら
れる標準点と施工体制評価点及び加算点の合
計を当該入札者の入札価格で除して得た数値
(以下「評価値」という)をもって行う。
$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(3) 落札方法

① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の要
件に該当する者の中、上記(2)によって算
出された評価値の最も高い者を落札者とす
る。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であるこ
と。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を満
たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数
値（「基準評価値」）に対して下回らな

いこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者が 2

人以上あるときは、該当者にくじを引かせて
落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

(中央合同庁舎第 2 号館 13 階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 契約第
二係

電話 03-5253-8111 (内 23-153)

メールアドレス hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として、電子入札システムにより交付す

る。交付期間は、令和 7 年 3 月 14 日から令和 7

年 7 月 15 日まで（行政機関の休日に関する法律

（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政

機関の休日（以下「休日等」という）を除

く。）。

なお、入札に必要な図面等については貸与と
するので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付
方法による入手ができない場合は、下記①の期
間内に、記録媒体(CD-R 等)を 4 (1) 担当部局
に持参又は郵送等することにより電子データを
交付するので、4 (1) 担当部局へその旨連絡す
ること。持参による場合は、4 (1) 担当部局に
記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵
送等による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体、
返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の
連絡先が分かるものを同封して送付すること。

① 交付期間 令和7年3月14日から令和7年
7月15日の間（休日等を除く。）の9時30
分から18時15分まで。

(3) 申請書及び資料の提出先及び提出方法
令和7年3月14日から令和7年5月8日の間
(休日等を除く。)の9時00分から17時00分
まで。原則として、電子入札システムにより提出
すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、

4 (1)に持参することにより行うものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。持参の場合の受付時間は9時30分から18時15分まで(最終日は17時00分まで。)とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場

所及び方法

令和7年7月1日から令和7年7月15日の間(休日等を除く。)の9時30分から17時00分まで。ただし、令和7年7月15日は13時00分までとする。

提出先 4 (1) と同じ。

提出方法 持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の

提出方法

入札書は、令和7年7月15日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、4 (1)に持参又は郵送等により提出すること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領期限

は、令和7年7月15日13時00分（必着）と
する。

開札は、令和7年7月17日10時30分。大
臣官房官庁営繕部入札室において行う。

(6) 積算に反映させるための見積書及び根拠資料の
提出先及び方法

令和7年3月14日から令和7年5月8日の間
(休日等を除く。) の9時00分から17時00分ま
で。

提出先 4 (1) と同じ。電子入札システム又
は持参するものとし、これ以外の方法による提
出は認めない。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語
及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付 (保管金の取扱店 日本
銀行虎ノ門代理店 (みずほ銀行虎ノ門支
店))。ただし、利付国債の提供 (保管有価証
券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店 (みずほ

銀行虎ノ門支店)) 又は銀行等の保証 (取扱
官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部) をも
つて入札保証金の納付に代えることができ
る。入札保証保険契約の締結を行い、又は契
約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を
免除する。

② 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本
銀行虎ノ門代理店 (みずほ銀行虎ノ門支
店)) 。ただし、利付国債の提供 (保管有価
証券の取扱店 (みずほ銀行虎ノ門支店)) 又
は金融機関若しくは保証事業会社の保証 (取
扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部) を
もって契約保証金の納付に代えることができ
る。また、公共工事履行保証証券による保証
を付し、又は履行保証保険契約の締結を行つ
た場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした
入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の
した入札及び入札に関する条件に違反した入札

は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された

予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価

値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札

者となるべき者の入札価格によっては、その者

により当該契約の内容に適合した履行がなされ

ないおそれがあると認められるとき、又はその

者と契約を締結することが公正な取引の秩序を

乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当で

あると認められるときは、予定価格の制限の範

囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価

値の最も高い者を落札者とすることがある（入

札説明書参照）。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予

定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認さ

れた場合、契約を結ばないことがある。なお、

種々の状況からやむを得ないものとして承認さ

れた場合の外は、申請書の差替えは認められな

い。

- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられて
いる工事において、低入札価格調査基準価格を下
回った価格をもって契約するときは、専任の監
理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者
の配置を求めることがある（入札説明書参
照）。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約
を当該工事の請負契約の相手方との随意契約に
より締結する予定の有無 無。

(10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。
）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリン
グに際して追加資料の提出を求めることがある
(入札説明書参照)。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に
同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の
参加

上記2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4 (3) により申請書及び資料及び見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならぬ。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、隨時受け付ける。

(13) 配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合にヒアリングを実施する事がある。

(14) 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。ただし、競争参加資格が無いと判断された者は通知しない。

(15) 今回の工事に関しては現地確認を令和7年3月24日、3月25日の2日間に実施する。確認日時は発注側で指定するものとする（入札説明書参照）。

(16) 提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。

(17) 電子入札システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク

03-6633-7118

国土交通省電子入札システムHP

<https://www.e-bisc.go.jp>

(18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity : Satou Yumi, Director

General , Government Buildings

Department,

Minister' s Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport and

Tourism

(2) Classification of the services to be

procured: 41

(3) Subject matter of the contract:

HVAC Construction work for New National

Archives of Japan and Parliamentary Museum

(4) Time-limit for the submission of

application forms and relevant

documents for the qualification : 5:00 P.M.

8 May 2025

(5) Time-limit for the submission of

tenders by electronic bidding system:

1:00 P.M. 15 July 2025

(tenders should be brought with or

submitted by mail 1:00 P.M. 15 July 2025)

(6) Contact point for tender

documentation: Administration Division,

Government Buildings Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport, and

Tourism 2-1-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku

Tokyo 100-8918, TEL +81-3-5253-8111 ex. 23-

153

E-mail hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp